

診療報酬改定関連通知の一部訂正について

厚生労働省保険局医療課 事務連絡(平成20年3月28日) 抜粋

歯科疾患管理料

「注1」に規定する管理計画書(当該管理計画書の様式は、「別紙様式1」又はこれに準じた様式とする。)とは、管理計画書の提供交付年月日、患者又はその家族が記入する歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況、生活習慣の改善目標、患者の基本状況(全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況等)、口腔内の状態(プラーク及び歯石の付着状況、歯牙及び歯肉の状態等)、必要に応じて実施した検査結果(エックス線写真撮影による検査、歯周組織検査及びその他の検査)等の要点、治療方針の概要、保険医療機関名、当該管理の担当歯科医師名等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を記載したものをいう。なお、歯科疾患管理料の算定に当たっては、患者又はその家族に提供した管理計画書の写しを診療録に添付すること。

1回目に患者又はその家族に対して交付提供する管理計画書については、初診日から起算して1月以内に第1回目の管理計画書を作成し、患者又はその家族に対して、その内容について説明を行った上で提供するものとする。なお、歯周病に罹患している患者の管理計画書を作成する場合は、歯周組織検査を実施し、その結果を踏まえた上で歯周病に対する治療方針等を含めた管理計画書を作成すること。

歯科疾患管理料を算定した月においては、患者又はその家族に対して、管理計画書を交付提供しない場合であっても、少なくとも1回以上の管理計画に基づく疾患管理を行うこと。なお、当該疾患管理を行った場合は、診療録にその要点を記載すること。

歯科治療総合医療管理料

歯科治療総合医療管理料には、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(タコハートスコープ)、カルジオオタクスコープ及び簡単な鎮静の費用が含まれ、別に算定できない。

義歯管理料

新製有床義歯管理料は、当該有床義歯を製作した保険医療機関において、新製した有床義歯の適合性等について検査を行い、併せて患者に対して、新製した有床義歯の取扱い、保存・清掃方法等について必要な指導を行い、当該管理の要点を診療録に記載した場合に、新製有床義歯の装着後1月以内に2回を限度として算定できるものとする。(以下略)

有床義歯長期管理料は、新製有床義歯の装着月から起算して3月を超え1年以内の期間において検査を行い、併せて適合を図るための調整又はその取扱い等の管理について、当該有床義歯を製作した保険医療機関である場合に、当該期間中、月1回を限度として算定できる。なお、有床義歯長期管理料の算定に当たっては、有床義歯の調整方法、調整箇所等を診療録に記載する。

後期高齢者終末期相談支援料

後期高齢者終末期相談支援料は、後期高齢者である患者が、終末期においても安心した療養生活を送ることができるよう、医師等の医療関係職種従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療関係職種従事者と話し合いを行い、患者が終末期における療養について十分に理解することを基本とした上で、診療が進められることを目的としたものであること。

一般的に認められている医学的知見に基づき終末期と保険医である医師が判断した者について、医師、歯科医師、看護師その他の医療関連職種が共同し、患者及びその家族等とともに、診療内容を含む終末期における療養について、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」(平成18年5月21日医政発第0521011号)、「終末期医療に関するガイドライン」(日本医師会)等を参考として、患者の十分な理解を得るために話し合い、その内容を文書(電子媒体を含む。)又は映像により記録した媒体(以下この区分において「文書等」という。)にまとめて提供した場合に、当該文書等の提供日において後期高齢者である患者1人につき1回に限り算定する。なお、まとめられた内容の提供に当たって交付した当該文書等の写しを診療録に添付すること。

後期高齢者在宅療養口腔機能管理料

「注1」に規定する文書とは、歯科疾患の状況及び口腔機能の管理に係る計画書(以下「口腔機能管理計画書」という。なお、当該管理計画書の様式は、「別紙様式3」又はこれに準じた様式とする。)の交付提供年月日、全身の状態(基礎疾患の有無、服薬状況等)、口腔内の状態(口腔衛生の状況、口腔乾燥の有無、齶蝕及び歯周疾患の有無、有床義歯の使用状況、臼歯部の咬合状態等)、口腔機能の状態(咀嚼機能の状況、摂食・嚥下機能の状況及び構音機能の状況等)及び管理方法の概要、保険医療機関名及び当該管理の担当歯科医師名等の情報を記載したものをいう。なお、後期高齢者在宅療養口腔機能管理料の算定に当たっては、当該管理の要点を診療録に記載するとともに、患者又はその家族に提供した口腔機能管理計画書の写しを診療録に添付すること。

画像診断

「通則5」に規定する画像を電子化して管理及び保存した場合は、画像を電子媒体に保存して管理した場合をいい、フィルムへのプリントアウトを行った場合にも当該加算を算定することができるが、本加算を算定した場合には当該フィルムの費用は算定できない。

「通則5」に規定する電子画像管理加算を算定した場合には、「通則4」に規定するデジタル映像化処理加算は算定できない。

撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合は、「通則5」の規定より算定する。

デジタル映像化処理加算または電子画像管理加算のいずれか一方を加算する。

摂食機能療法

摂食機能療法は、摂食機能障害を有する患者に対して、個々の患者の症状に対応した診療計画書に基づき、医師又は歯科医師若しくは医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士又は作業療法士が1回につき30分以上訓練指導を行った場合に月4回を限度として算定する。ただし、治療開始日から起算して3月以内の患者に限っては、1日につき算定できる。なお、摂食機能障害者とは、発達遅滞、顎切除及び舌切除の手術又は脳血管疾患等による後遺症により摂食機能に障害がある者のことをいう。

医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、又は看護師等、准看護師又は歯科衛生士が行う嚥下訓練は、摂食機能療法として算定できる。

咬合調整

過重圧を受ける歯牙の切縁、咬頭の過高部又は別の歯科保険医療機関において製作された鑄造歯冠修復物等の過高部の削除を行った場合は、歯数に応じて1回に限り所定点数を算定する。

歯周病安定期治療

歯周病安定期治療は、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号C001-2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料を算定している患者であって、中等度以上の歯周病を有するものに対して、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に症状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持し、治癒させることを目的としてプラークコントロール、機械的歯面清掃、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング等を主体とした治療を実施した場合に1口腔につき月1回に限り算定する。なお、中等度以上の歯周病を有するものとは、骨吸収が根の長さの3分の1以上であり、歯周ポケットは4ミリメートル以上で、根分岐部病変を有するものをいう。

歯周治療用装置

「注1」の「歯周組織検査」とは、一連の歯周基本治療が終了した後、区分番号J063に掲げる歯周外科手術の「3 歯肉切除手術」、又は区分番号J063に掲げる歯周外科手術の「4 歯肉剥離掻爬手術」又は「5 歯周組織再生誘導手術」の可否を診断するために行われる区分番号D002に掲げる歯周組織検査の「2 歯周精密検査」をいう。

施設基準に関する届出事項―歯科外来診療環境体制加算―

歯科外来診療環境体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式4を用いること。また、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修をすべて修了していることが確認できる文書を添付すること。

届出要件を満たす協会主催の研修会一覧

「歯科外来診療環境体制加算」「在宅療養支援歯科診療所」を算定するためには各種研修会への参加実績などを記載した届出が必要です。協会主催の医療安全・在宅関係の研修会も条件を満たしていますので直近1年以内に開催した講習会を下表のとおり掲載します。届出用紙には修了証の添付が必要になりますので必要な先生はご連絡下さい。なお、既に発行済の修了証は再発行を致しませんのでご了承下さい。

歯科外来診療環境体制加算に関する研修		在宅療養支援歯科診療所に関する研修	
開催日	テーマ	開催日	テーマ
07年6月23日	医療安全管理指針の説明会	07年1月18日	摂食嚥下の基礎知識 ―在宅神経難病患者の実際も含めて―
7月9日	医療安全管理指針の説明会	2月18日	摂食嚥下障害の訓練と口腔ケア
7月21日	医療安全管理指針の説明会	4月15日	高齢者歯科医療マニュアル
7月28日	医療安全管理指針の説明会	10月20日	訪問診療への取り組み方
8月4日	医療安全管理指針の説明会	08年1月20日	食医のススめ 日常臨床に役立つ 摂食・嚥下障害の診断と治療
8月26日	サマーセミナー医療安全管理講習		
11月18日	歯科診療所における院内感染防止策*		

*11/18は院内感染対策のみの研修。その他は偶発症対策・医療安全・院内感染対策をすべて含む。